

第3回建設小委員会 次第

日 時： 平成15年11月19日(水) 午後2時00分から
会 場： 木曾川町役場3階 大委員会室

1 開会

2 議題

(1) 協議事項

協議建設第1号 上・下水道事業(その1)について (資料1)

協議建設第2号 建設関係事業について (資料2)

(2) 提案事項

協議建設第3号 上・下水道事業(その2)について (資料3)

協議建設第4号 使用料、手数料等の取扱いについて (資料4)

協議建設第5号 補助金、交付金等の取扱いについて (資料5)

3 その他

建設小委員会の日程について (資料6)

4 閉会

上・下水道事業について（協定項目第23 - 23号）

上・下水道事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	上・下水道事業（その1）
調整方針	(1) 水道料金については、当面は旧市町の区域毎の料金体系で行う。2年以内に新市において統一する。なお、その際にメーター使用料を廃止する。 (2) 加入金については、合併時に一宮市の基準に合わせる。 (3) 下水道使用料については、当面は旧市町の区域毎の料金体系で行う。2年以内に新市において統一する。

協議状況	
提案	平成15年10月15日
協議	平成15年11月19日
確認	平成 年 月 日

建設関係事業について（協定項目第23 - 22号）

建設関係事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	建設関係事業
調整方針	(1)市町道の認定・廃止については合併時に一宮市の制度に合わせる。 (2)公営住宅の使用料については、17年度については現行どおりとし、その後3年間で規定額の基準に統一する。 (3)市街化区域及び用途地域及び防火地域等の見直しについては新市移行後、「新市建設計画」等も踏まえ、「都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」を策定し、それに基づいて見直しを含め検討する。

協議状況	
提案	平成15年10月15日
協議	平成15年11月19日
確認	平成 年 月 日

上・下水道事業について（協定項目第23 - 23号）

上・下水道事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	上・下水道事業（その2）
調整方針	<p>(1) 上・下水道事業ともに、合併時に会計の統一化を図り、下水道事業については企業会計で水道事業と同様の取扱いをしていく。</p> <p>(2) 受益者負担金については、合併時に各市町の現行制度を新しい制度に統合する。</p> <p>(3) 給水申込みに伴う手数料及び排水設備工事の申請に伴う手数料は、合併時に一宮市の制度に合わせる。</p>

協議状況	
提案	平成15年11月19日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

使用料、手数料等の取扱いについて（協定項目第15号）

使用料、手数料等の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	使用料、手数料等の取扱い
調整方針	(1)使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、施設の規模、実態等を考慮し調整を図るものとする。 (2)手数料については、住民負担の公平性を図るため合併時に統一する。

協議状況	
提案	平成15年11月19日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

補助金、交付金等の取扱いについて（協定項目第17号）

補助金、交付金等の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	補助金、交付金等の取扱い
調整方針	<p>補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整するものとする。</p> <p>(1) 2市1町で同一あるいは同種のものについては、関係団体等の理解と協力を得て、できる限り早い時期に統一の方向で調整する。</p> <p>(2) 各市町独自のものについては、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。</p> <p>(3) 整理統合できるものについては、整理統合するよう調整する。</p>

協議状況	
提案	平成15年11月19日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

建設小委員会の日程について

今後予定されている会議は下記のとおりとする。

回	日 程	場 所
4	12月18日(木)午前9時30分	一宮地場産業ファッションテ`サ`インセンター 2階 第1会議室
5	1月19日(月)午後2時	木曽川町役場3階 大委員会室
6	2月16日(月)午前9時30分	木曽川町役場3階 大委員会室

協 議 附 属 資 料

< 協議建設第3号 23-23 上・下水道事業(その2) >

平成15年11月19日

**一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会
建設小委員会**

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

建設部会 水道・下水道分科会

協議項目	上・下水道事業(その2)			
調整方針(案)	(1) 上・下水道事業ともに、合併時に会計の統一化を図り、下水道事業については企業会計で水道事業と同様の取扱いをしていく。 (2) 受益者負担金については、合併時に各市町の現行制度を新しい制度に統合する。 (3) 給水申込みに伴う手数料及び排水設備工事の申請に伴う手数料は、合併時に一宮市の制度に合わせる。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1. 会計	上・下水道 1 会計 上下水道事業会計ともに企業会計方式による。 2 予算規模 ・水道事業会計 72億円余 ・下水道事業会計 110億円余 H14年度当初予算規模	水道 1 会計 水道事業会計は企業会計方式による。 2 予算規模 水道事業会計 10億円余 H14年度当初予算規模 下水道 1 会計 下水道事業会計は特別会計方式による。 2 予算規模 公共下水道事業特別会計 20億円余 H14年度当初予算規模	水道 1 会計 水道事業会計は企業会計方式による。 2 予算規模 水道事業会計 8億円余 H14年度当初予算規模 下水道 1 会計 下水道事業会計は特別会計による。 2 予算規模 下水道事業会計 10億円余 H14年度当初予算規模	合併時に会計の統一化を図り、下水道事業については企業会計で水道事業と同様の取扱いをしていく。
2. 受益者負担金(下水道)	1 対象 下水道整備区域内の全ての土地(公共用地等は除く) 2 受益者 区域内の土地所有者、権利者等 3 負担金の額等 別添資料1参照	1 対象 供用開始区域(農地・駐車場等下水道を利用しない土地は除く) 2 受益者 区域内の土地所有者、権利者等で下水道を使用する者 3 負担金の額等 別添資料1参照	1 対象 下水道整備区域内の全ての土地(公共用地等は除く) 2 受益者 区域内の土地所有者、権利者等 3 負担金の額等 別添資料1参照	合併時に各市町の現行制度を新しい制度に統合する。 1. 単位負担金額を一宮市に合わせる。 2. 受益者の定義については、一宮市及び木曾川町の制度に合わせる。 3. 農地以外の一団の土地で1,000㎡を超える広大な土地については、その超える部分について10年間徴収を猶予する。 4. 農地は、農地以外に転用するまで徴収猶予する。 5. 徴収猶予したのものには、報奨金制度は適用しない。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針																						
3．受益者負担金の徴収事務（下水道）	<p>1．徴収方法</p> <p>3年に分割し、さらに1年を4回の納期に分ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年全納（報奨金制度有り） ・前納（報奨金制度有り） ・期別 <p>督促手数料 徴収しない。 延滞金 徴収する。</p> <p>2．納期</p> <p>第1期 6月1日から6月末日 第2期 8月1日から8月末日 第3期 10月1日から10月末日 第4期 翌年1月4日から1月末日</p> <p>3．前納報奨金</p> <p style="text-align: center;">前納報奨金の率</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">納期の 納期数</td> <td style="padding: 2px;">3</td> <td style="padding: 2px;">4</td> <td style="padding: 2px;">5</td> <td style="padding: 2px;">6</td> <td style="padding: 2px;">7</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">報奨金交 付率(%)</td> <td style="padding: 2px;">4</td> <td style="padding: 2px;">5</td> <td style="padding: 2px;">6</td> <td style="padding: 2px;">7</td> <td style="padding: 2px;">8</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">納期の 納期数</td> <td style="padding: 2px;">8</td> <td style="padding: 2px;">9</td> <td style="padding: 2px;">10</td> <td style="padding: 2px;">11</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">報奨金交 付率(%)</td> <td style="padding: 2px;">9</td> <td style="padding: 2px;">10</td> <td style="padding: 2px;">11</td> <td style="padding: 2px;">12</td> </tr> </table>	納期の 納期数	3	4	5	6	7	報奨金交 付率(%)	4	5	6	7	8	納期の 納期数	8	9	10	11	報奨金交 付率(%)	9	10	11	12	<p>平成15年度から実施。 申込み方式なので受け付け時に一括徴収。 公共下水道接続申込みをした受益者から徴収する。</p>	<p>1．徴収方法</p> <p>3年に分割し、さらに1年を4回の納期に分ける。平成16年度から実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年全納（報奨金制度有り） ・期別 <p>督促手数料 徴収しない。 延滞金 徴収する。</p> <p>2．納期</p> <p>第1期 8月1日から同月31日 第2期 10月1日から同月31日 第3期 12月1日から同月25日 第4期 翌年2月1日から同月末日</p> <p>3．前納報奨金</p> <p>納期前に納付した受益者に対し、納期前の納期数に応じて、前納報奨金を交付する。 交付率10%</p>	<p>合併時に一宮市の制度に合わせる。</p>
納期の 納期数	3	4	5	6	7																					
報奨金交 付率(%)	4	5	6	7	8																					
納期の 納期数	8	9	10	11																						
報奨金交 付率(%)	9	10	11	12																						
4．取付管布設工事事務（下水道）	<p>取付管布設工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請負 設計、監督及び検査 198件 <p>一筆の土地の面積が500㎡まで毎に取付管1カ所を公費で負担</p>	<p>取付管布設工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請負 設計、監督及び検査 0件 <p>全て公費負担、ただし、2カ所目からは、11万円/カ所の受益者負担金を徴収する。</p>	<p>取付管布設工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請負 設計、監督及び検査 0件 <p>一筆の土地の面積が500㎡まで毎に取付管1カ所を公費で負担</p>	<p>合併時に一宮市の制度に合わせる。</p>																						

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
5. 給水申込みに伴う手数料(水道)	1. 受託工事制度 - 無 2. 手数料の調定及び収納 ・設計審査手数料 1,917件 ・分岐監理手数料 1,118件 設計審査手数料 4,200円/件 分岐監理手数料 4,200円/件	1. 受託工事制度 - 有 2. 手数料の調定及び収納 ・設計手数料 326件 ・工事監督費 307件 設計手数料 設計額の100分の3 工事監督費 直接工事費の100分の3	1. 受託工事制度 - 有 2. 手数料の調定及び収納 ・設計審査手数料 105件 ・工事検査手数料 102件 各手数料額 口径25mmまでのもの 500円/件 口径25mmを超えるもの 1,000円/件	合併時に一宮市の制度に合わせる。 受託工事制度は経過措置期間(1年)を設けて廃止する。
6. 給水装置工事業者の指定等事務(水道)	1 指定事業者の指定に関する事務 ・指定事業者数 1 2 3 社 ・指定申請の処理(公告) ・指定事項の変更 ・事業の廃止 ・主任技術者の選任、解任処理 2 指定給水工事業者の指定手数料 10,000円/件	1 指定事業者の指定に関する事務 ・指定事業者数 1 2 3 社 ・指定申請の処理(公告) ・指定事項の変更 ・事業の廃止 ・主任技術者の選任、解任処理 2 指定給水工事業者の指定手数料 10,000円/件	1 指定事業者の指定に関する事務 ・指定業者数 3 7 社 ・指定申請の処理 ・指定事項の変更 ・事業の廃止 ・主任技術者の選任、解任処理 2 指定給水装置工事業者登録手数料 5,000円/件	合併時に一宮市、尾西市の制度に合わせる。
7. 排水設備工事の申請に伴う手数料(下水道)	1. 排水設備工事申請書の内容審査 審査件数 1,044件 2. 手数料の調定及び収納 設計審査手数料 1,439件 取付監理手数料 18件 設計審査手数料 1,050円/件 取付監理手数料 8,400円/件 (基準以外)	1. 排水設備工事申請書の内容審査 審査件数(実績無し) 0件 2. 手数料の調定及び収納 設計審査手数料 0件 取付監理手数料 0件 設計審査手数料 無料 取付監理手数料 無料	1. 排水設備工事申請書の内容審査 審査件数(実績無し) 0件 2. 手数料の調定及び収納 設計審査手数料 0件 取付監理手数料 0件 設計審査手数料 無料 取付監理手数料 無料	合併時に一宮市の制度に合わせる。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
8. 下水道排水設備指定工事店の指定等事務（下水道）	1 排水設備指定工事店の指定に関する事 ・ 指定工事店数 120店 ・ 指定申請の処理（公告） ・ 指定事項の変更 ・ 工事店の廃止 ・ 責任技術者の登録、変更、更新	1 排水設備指定工事店の指定に関する事 ・ 指定工事店数 0店 ・ 指定申請の処理（公告） ・ 指定事項の変更 ・ 工事業業者の廃止 ・ 責任技術者の登録、変更、更新	1 排水設備指定工事店の指定に関する事 ・ 指定工事店数 0店 ・ 指定申請の処理（公告） ・ 指定事項の変更 ・ 工事店の廃止 ・ 責任技術者の登録、変更、更新	合併時に一宮市の制度に合わせる。
	2 排水設備指定工事店の指定手数料 10,000円/件	2 排水設備指定工事業業者の指定手数料 10,000円/件	2 排水設備指定工事店の指定手数料 10,000円/件	
	3 責任技術者証発行手数料 525円/件	3 責任技術者登録手数料 2,000円/人	3 責任技術者登録手数料 2,000円/件	

受益者負担金	公共下水道が整備されることにより、その利益を受ける地域の土地所有者等に受益者として建設費の一部を負担していただくもの。					
料金体系						
	一宮市	尾西市		木曽川町		
負担金の額	単位金額（円/㎡）×土地の面積 単位金額（円/㎡）＝140円～190円 負担区毎に相違	住宅、店舗、事業所等（集合住宅以外のもの）		単位金額（円/㎡）×土地の面積 単位金額（円/㎡）＝400円 負担区毎に相違		
		平成19年3月31日まで			平成19年4月1日以降	
		165㎡以下	8万円		165㎡以下	10万円
		165㎡超330㎡以下	10万円		165㎡超330㎡以下	12万円
		330㎡超3,000㎡以下	12万円		330㎡超3,000㎡以下	14万円
		3,000㎡超5,000㎡以下	20万円		3,000㎡超5,000㎡以下	20万円
		5,000㎡超	30万円		5,000㎡超	30万円
		集合住宅（アパート、マンション等）				
		平成19年3月31日まで			平成19年4月1日以降	
2万円×戸数		2万5千円×戸数				
但し最低金額10万円とする。		但し最低金額12万円とする。				
徴収回数	12回払い（年度4期：3年） 一括納付も可能	一括納付のみ		12回払い（年度4期：3年） 一括納付も可能		
前納報奨金制度	納期前に納付した受益者に対し、 納期前の納期数に応じて、前納 報奨金を交付する。 交付率4%～12%	無		納期前に納付した受益者に対し、 納期前の納期数に応じて、前納 報奨金を交付する。 交付率10%		
徴収猶予・減免	一定条件で実施 猶予期間：条件により相違 減免率：条件により25%～100%	無		一定条件で実施 猶予期間：条件により相違 減免率：条件により25%～100%		

受益者負担金2市1町比較表(集合住宅以外)

別添資料2

地積㎡	一宮市(190円/㎡)	尾西市 (平成19年4月1日以降)	木曽川町(400円/㎡)	調整方針(190円/㎡)
50	9,500	100,000	20,000	9,500
100	19,000	100,000	40,000	19,000
150	28,500	100,000	60,000	28,500
200	38,000	120,000	80,000	38,000
250	47,500	120,000	100,000	47,500
300	57,000	120,000	120,000	57,000
350	66,500	140,000	140,000	66,500
400	76,000	140,000	160,000	76,000
450	85,500	140,000	180,000	85,500
500	95,000	140,000	200,000	95,000
550	104,500	140,000	220,000	104,500
600	114,000	140,000	240,000	114,000
650	123,500	140,000	260,000	123,500
700	133,000	140,000	280,000	133,000
750	142,500	140,000	300,000	142,500
800	152,000	140,000	320,000	152,000
850	161,500	140,000	340,000	161,500
900	171,000	140,000	360,000	171,000
950	180,500	140,000	380,000	180,500
1,000	190,000	140,000	400,000	190,000
1,050	199,500	140,000	420,000	農地以外の一団の土地で1,000㎡を超える広大な土地については、その超える部分について10年間徴収を猶予する。
1,100	209,000	140,000	440,000	
1,150	218,500	140,000	460,000	
1,200	228,000	140,000	480,000	
1,250	237,500	140,000	500,000	
1,300	247,000	140,000	520,000	
1,350	256,500	140,000	540,000	
1,400	266,000	140,000	560,000	
1,450	275,500	140,000	580,000	
1,500	285,000	140,000	600,000	

木曽川町のみ接続ますの設置工事費(約50,000円相当)が公費負担となっている。

愛知県内自治体加入金(権利)の取り扱い

権利が土地				権利が加入金等の納付者			
1	名古屋市	21	西春日井郡東部	1	豊橋市	22	音羽町
2	一宮市		水道企業団	2	岡崎市	23	小坂井町
3	岩倉市	22	稲沢中島広域事務	3	瀬戸市	24	御津町
4	半田市		組合水道事務所	4	犬山市	25	渥美町
5	春日井市			5	江南市	26	美和町
6	豊川市			6	碧南市	27	佐織町
7	津島市			7	豊田市	28	南知多町
8	刈谷市			8	常滑市	29	八開村
9	安城市			9	尾西市	30	丹羽広域事務組合
10	大府市			10	小牧市	31	西尾幡豆広域連合
11	知立市			11	新城市	32	愛知中部水道 企業団
12	尾張旭市			12	東海市		
13	高浜市			13	知多市		
14	七宝町			14	田原市		
15	春日町			15	蒲郡市		
16	阿久比町			16	木曾川町		
17	武豊町			17	清洲町		
18	幸田町			18	蟹江町		
19	一宮町			19	東浦町		
20	海部南部水道			20	美浜町		
	企業団			21	藤岡町		

権利が土地にある。	22団体
権利が加入金等の 納付者	32団体
計	54団体

協 議 附 属 資 料

< 協議建設第4号 15 使用料、手数料等の取扱い >

平成15年11月19日

**一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会
建設小委員会**

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目		使用料、手数料等の取扱い						
調整方針(案)		(1)使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、施設の規模、実態等を考慮し調整を図るものとする。 (2)手数料については、住民負担の公平性を図るため合併時に統一する。						
項目	使用料 (円)					各項目の調整方針		
	一宮市	尾西市	木曾川町					
道水路占用料	道路占用料					合併時に一宮市の事業(制度)に合わせる。		
	区 分							
	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱(条数3本以下)	1本1年につき	1,200	1,200		1,100	
		第2種電柱(条数4本・5本)	1本1年につき	1,800	1,800		1,700	
		第3種電柱(条数6本以上)	1本1年につき	2,500	2,500		2,300	
		第1種電話柱(条数3本以下)	1本1年につき	1,100	1,100		970	
		第2種電話柱(条数4本・5本)	1本1年につき	1,700	1,700		1,600	
		第3種電話柱(条数6本以上)	1本1年につき	2,400	2,400		2,200	
		その他の柱類	1本1年につき	82	82		75	
		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	11	11		10	
		地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートル1年につき	5	5		5	
		路上に設ける変圧器	1個1年につき	810	810		730	
		地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートル1年につき	550	550		500	
		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,600	1,600		1,500	
		郵便差出箱	1個1年につき	690	690		630	
		広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	3,700	3,700		1,400	
	その他のもの	占有面積1平方メートル1年につき	1,600	規定なし	1,500			
	法第32条第1項第2号に掲げる物件	水管・下水管・ガス管その他これに類するもの	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	55		55	50
			外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	82		82	75
			外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	110		110	100
			外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	220		220	200
			外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	550		550	500
	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートル1年につき	1,600	規定なし		1,500	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積1平方メートル1年につき	Aに0.003を乗じて得た額	規定なし	規定なし		
		階数が2のもの	占有面積1平方メートル1年につき	Aに0.005を乗じて得た額				

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	使 用 料 (円)					各項目の調整方針		
	一 宮 市		尾 西 市		木 曾 川 町			
道水路占用料	区		分		一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	
		階数が3以上のもの	占有面積1平方メートル1年につき	Aに0.006を乗じて得た額		規定なし	規定なし	
		上空に設ける通路	占有面積1平方メートル1年につき	2,500	2,500	910		
		地下に設ける通路	占有面積1平方メートル1年につき	1,200	1,200	460		
		軌道、歩廊、日おい、その他のもの	占有面積1平方メートル1年につき	1,600	1,600	1,500		
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	露店・商品置場	祭礼、縁日等で一時的に設けるもの	占有面積1平方メートル1日につき	37	37	14	
			その他のもの	占有面積1平方メートル1月につき	370	370	140	
	令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	370	370	140	
			その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	3,700	3,700	1,400	
		標識	1本1年につき	1,300	1,300	1,200		
		旗ざお	祭礼、縁日等で一時的に設けるもの	1本1日につき	37	37	14	
			その他のもの	1本1月につき	370	370	140	
		幕(令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等で一時的に設けるもの	1日につき	その面積1㎡につき 37	1本につき 37	その面積1㎡につき 14	
			その他のもの	1月につき	その面積1㎡につき 370	1本につき 370	その面積1㎡につき 140	
		アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	3,700	3,700	1,400	
	その他のもの		1基1月につき	1,800	1,800	680		
	令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料	工事用仮囲、足場、詰所、その他工事用材料置場		占有面積1平方メートル1月につき	370	370	140	
	令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設	仮設建築物		占有面積1平方メートル1月につき	160	160	150	
	令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占有面積1平方メートル1年につき	Aに0.006を乗じて得た額	規定なし	規定なし	
			階数が2のもの	占有面積1平方メートル1年につき	Aに0.009を乗じて得た額			
階数が3のもの			占有面積1平方メートル1年につき	Aに0.011を乗じて得た額				
階数が4以上のもの			占有面積1平方メートル1年につき	Aに0.013を乗じて得た額				

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	使用料 (円)					各項目の調整方針		
	一宮市		尾西市		木曾川町			
道路占用料	区		分		一宮市	尾西市	木曾川町	
	その他のもの		占有面積1平方メートル1年につき		Aに0.006を乗じて得た額	規定なし	規定なし	
	令第7条第8号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所	上空、トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	階数が1のもの		占有面積1平方メートル1年につき			Aに0.006を乗じて得た額
			階数が2のもの		占有面積1平方メートル1年につき			Aに0.009を乗じて得た額
			階数が3のもの		占有面積1平方メートル1年につき			Aに0.011を乗じて得た額
			階数が4以上のもの		占有面積1平方メートル1年につき			Aに0.013を乗じて得た額
	その他のもの		占有面積1平方メートル1年につき		Aに0.018を乗じて得た額			
	尾西市のみ							
	その他のもの		占有面積1平方メートル1年につき		地番地先の類似した土地の固定資産税台帳に登録された価額に0.036を乗じて得た額			
	この表において、「A」とは、近傍類似の土地(令第7条第8号に掲げる休憩所、給油所又は自動車修理所について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表す。							
水路占用料 一宮市・尾西市においては道路占用料を準用。 木曾川町においては、使用料条例がないため賦課していない。						各市町の現行制度を新しい制度に統合する。		
公園使用料	都市公園内における行為			都市公園内における行為			規定なし	
	区		使用料	区		使用料		
	業として写真撮影を行う場合	1人 1日につき	710	展示会、集会その他これに類する催しを行う場合	1平方メートル	10		
	業として映画撮影を行う場合	1件 1日につき	7,100		1日につき			
	業として興業、競技会、展示会、博覧会、音楽会の催しその他これらに類するものを行う場合	1平方メートル 1日につき	10					
分区園		1区画1年	3,000	規定なし		合併時に一宮市の事業(制度)に合わせる。		
				規定なし				

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	使 用 料 (円)			各項目の調整方針
	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	
公園使用料	公園施設の設置及び管理			規定なし
	区 分		使用料	
	公園施設の設置		1平方メートル 1年につき 3,600	
	公園施設の管理	建築物のとき	1平方メートル 1年につき 5,500	
		建築物以外 のとき	1平方メートル 1年につき 230	
公園施設の占用 道路占用料を準用。			公園施設の占用 道路占用料を準用。	
自動車整理場使用料	一宮市銀座通公共駐車場 及び一宮駅東地下駐車場			事業なし
	区 分		使用料	
	普通駐車料金	供用時間内1回30分 までごとに	1台につき 100	
	特別駐車料金	午前0時30分から 午前7時30分まで	1台につき 700	
	供用時間は午前7時から翌日の午前1時までの間 普通駐車料金及び特別駐車料金の区分に係る利用時間 をまたがって駐車場を利用した場合における料金の額は、 当該利用に係る全時間数から特別駐車料金の区分 に係る利用時間数を控除した時間数に係る普通駐車料 金の額と当該利用に係る特別駐車料金の額とを合算し た額とする。			
	区 分		使用料	
	定期券	午後8時30分から 翌日の午前8時30分まで 夜間定期駐車券 1か月	1台につき 5,250	
		午前7時から午後10時まで 昼間定期駐車券1か月	1台につき 10,500	
		午前7時から午後10時まで(日 曜日及び休日を除く。) 平日定期駐車券 1か月	1台につき 7,870	
		午前0時から午後12時まで 全日定期駐車券 1か月	1台につき 15,750	
	回数券	3,300円相当券	3,000	
5,600円相当券		5,000		
11,400円相当券		10,000		
			事業なし	現行どおりとする。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	使 用 料 (円)			各項目の調整方針
	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	
自動車整理場使用料	一宮市栄自動車整理場			
	区 分		使 用 料	
	普通 使用料	供用時間内1回1時間まで	1台につき 150	
		供用時間内1時間を超える30分までごとの加算額	1台につき 50	
	特別 使用料	午前0時30分から 午前7時30分まで	1台につき 370	
	全日定期駐車券 1か月		1台につき 8,800	
	全日定期駐車券 3か月		1台につき 22,000	
	回 数 券	3,300円相当券	3,000	
		5,600円相当券	5,000	
		11,400円相当券	10,000	
	供用時間は午前7時から翌日の午前1時までの間 普通使用料及び特別使用料の区分に係る利用時間をまたがって整理場を利用した場合における使用料の額は、当該利用に係る全時間数から特別使用料の区分に係る利用時間数を控除した時間数に係る普通使用料の額と当該利用に係る特別使用料の額とを合算した額とする。			
	一宮市本町自動車整理場			
	区 分		使 用 料	
	普通 使用料	供 用 時 間 内 1 回 30 分 まで ごと	1台につき 100	
	特別 使用料	午前0時30分から 午前7時30分まで	1台につき 700	
	定期券	午前7時から午後10時まで (日曜日及び休日を除く。) 平日定期駐車券 1か月	1台につき 7,500	
		午後9時30分から翌日の 午前7時30分まで 夜間定期駐車券 1か月	1台につき 5,000	
回 数 券	3,300円相当券	3,000		
	5,600円相当券	5,000		
	11,400円相当券	10,000		
供用時間は午前7時から翌日の午前1時までの間 普通使用料及び特別使用料の区分に係る利用時間をまたがって整理場を利用した場合における使用料の額は、当該利用に係る全時間数から特別使用料の区分に係る利用時間数を控除した時間数に係る普通使用料の額と当該利用に係る特別使用料の額とを合算した額とする。				

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	使 用 料 (円)			各項目の調整方針	
	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町		
自動車整理場使用料	一宮市大宮公園自動車整理場				
	区 分	使 用 料			
	普 通 使用料	供用時間内1回1時間まで	1台につき 150		
		供用時間内1時間を超える30分までごとの加算額	1台につき 50		
	特 別 使用料	午後9時から翌日の午前8時 30 分 まで	1台につき 600		
	回 数 券	3,300円相当券	3,000		
		5,600円相当券	5,000		
11,400円相当券		10,000			
供用時間は午前8時から午後9時30分までの間 普通使用料及び特別使用料の区分に係る利用時間をまたがって整理場を利用した場合における使用料の額は、当該利用に係る全時間数から特別使用料の区分に係る利用時間数を控除した時間数に係る普通使用料の額と当該利用に係る特別使用料の額とを合算した額とする。					
ツインアーチ138	展 望 室	区分	個 人 (1人1回)	30人以上の団体 (1人1回)	現行どおりとする。
		大人	500	400	
		小人	200	160	
		幼児	100	80	
	展 望 室	区分	回 数 利 用 券 (6枚つづりのもの)		
		大人	2,750		
		小人	1,100		
幼児	550				
大野極楽寺公園 管理棟施設	区 分		使 用 料		
	視聴覚室・研修室	9:00～12:00	1,500		
		13:00～16:00	1,500		
	バーベキュー広場	燃焼器具1台(持ち込み)	500		
		既設炉1基	1,000		
	自 転 車	1回	100		

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目		使用料、手数料等の取扱い				各項目の調整方針
項目		手数料 (円)				
		一宮市	尾西市	木曾川町		
屋外広告物許可事務		別表1参照				2市1町同一であるため現行のとおりとする。
用途地域証明手数料		1件 200	1件 200	1件 無料		合併時に一宮市の制度(料金)に合わせる
都市計画道路等証明手数料		1件 200	1件 200	1件 無料		
優良宅地造成認定申請手数料						
	造成宅地の面積					
	0.1ヘクタール未満のもの	1件 92,000	1件 92,000	1件 86,000	制度なし	
	0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	1件 140,000				
	0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件 200,000				
	0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	1件 280,000				
	1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	1件 420,000				
	3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	1件 550,000				
	6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	1件 710,000				
	10ヘクタール以上のもの	1件 930,000				
優良住宅新築認定申請手数料		別表2-1参照	別表2-2参照	別表2-3参照		
確認申請手数料						
ア	床面積の合計				制度なし	
	30平方メートル以内のもの	1件 5,000				
	30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件 9,000				
	100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件 14,000				
	200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件 19,000				
	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件 34,000				
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件 48,000				
	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件 140,000				
	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件 240,000				
	50,000平方メートルを超えるもの	1件 460,000				
イ	(ア)建築設備を設置する場合((イ)に掲げる場合を除く。)		9,000			
	小荷物専用昇降機		4,000			
	(イ)確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合		5,000			
	小荷物専用昇降機		3,000			
ウ	(ア)工作物を築造する場合((イ)に掲げる場合を除く。)		8,000			

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	手 数 料 (円)			各 項 目 の 調 整 方 針
	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	
(イ) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	4,000			
完了検査申請手数料				
ア 床 面 積 の 合 計				
30平方メートル以内のもの	1件 10,000			
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件 12,000			
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件 16,000			
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件 22,000			
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件 36,000			
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件 50,000			
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件 120,000			
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件 190,000			
50,000平方メートルを超えるもの	1件 380,000			
イ 建築基準法第87条の2において準用する同法第7条第1項に規定するものである場合	1件 13,000			
小荷物専用昇降機	1件 8,000			
ウ 建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第87条の2において準用する同法第7条第1項に規定するものである場合	1件 9,000			
特定工程に係る建築物に関する完了検査申請手数料				
床 面 積 の 合 計				
30平方メートル以内のもの	1件 9,000			
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件 11,000			
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件 15,000			
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件 21,000			
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件 35,000			
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件 47,000			
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件 110,000			
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件 180,000			
50,000平方メートルを超えるもの	1件 370,000			
中間検査申請手数料				
中間検査を行う部分の床面積の合計				
30平方メートル以内のもの	1件 9,000			
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件 11,000			
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件 15,000			
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件 20,000			
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件 33,000			
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件 45,000			

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	手 数 料 (円)			各 項 目 の 調 整 方 針
	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件	100,000		
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件	160,000		
50,000平方メートルを超えるもの	1件	330,000		
検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料	1件	120,000		
建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	1件	33,000		
公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料	1件	33,000		
道路内における建築認定申請手数料	1件	27,000		
公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料	1件	160,000		
用途地域における建築等許可申請手数料	1件	180,000		
特殊建築物等敷地許可申請手数料	1件	160,000		
建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	1件	160,000		
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件	33,000		
建築物の高さの特例認定申請手数料	1件	27,000		
建築物の高さの許可申請手数料	1件	160,000		
日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	1件	160,000		
高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件	27,000		
敷地内に広い空地を有する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合又は各部分の高さの特例許可申請手数料	1件	160,000		
都市再生特別地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積、高さ又は壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件	160,000		
再開発等促進区等内における建築物の容積率、建ぺい率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件	27,000		
再開発等促進区等内における建築物の各部分の高さの適用除外に係る許可申請手数料	1件	160,000		
建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件	27,000		
高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件	160,000		
区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件	27,000		
地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率の特例認定申請手数料	1件	27,000	9	

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	手 数 料 (円)			各 項 目 の 調 整 方 針
	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	
予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	1件	160,000		
仮設建築物建築許可申請手数料	1件	120,000		
総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料				
建築物の数が2である場合	1件	78,000		
建築物の数が3以上である場合		1件につき78,000円に、28,000円に2を超える建築物の数を乗じて得た額を加算した額		
既存建築物を前提として総合的見地から設計された建築物の特例認定申請手数料				
建築物(既存建築物を除く)の数が1である場合	1件	78,000		
建築物(既存建築物を除く)の数が2以上である場合		1件につき78,000円に、28,000円に1を超える建築物の数を乗じて得た額を加算した額		
総合的設計による一団地の建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する特例許可申請手数料				
建築物の数が2である場合	1件	238,000		
建築物の数が3以上である場合		1件につき238,000円に、28,000円に2を超える建築物の数を乗じて得た額を加算した額		
既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する特例許可申請手数料				
建築物(既存建築物を除く)の数が1である場合	1件	238,000		
建築物(既存建築物を除く)の数が2以上である場合		1件につき238,000円に、28,000円に1を超える建築物の数を乗じて得た額を加算した額		
同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料				
建築物(同一敷地内認定建築物を除く)の数が1である場合	1件	78,000		
建築物(同一敷地内認定建築物を除く)の数が2以上である場合		1件につき78,000円に、28,000円に1を超える建築物の数を乗じて得た額を加算した額		
同一敷地内認定建築物及び同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例許可申請手数料				
建築物(同一敷地内認定建築物及び同一敷地内許可建築物を除く)の数が1である場合	1件	238,000		

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	手 数 料 (円)		各 項 目 の 調 整 方 針
	一 宮 市	尾 西 市 木 曾 川 町	
建築物(同一敷地内認定建築物及び同一敷地内許可建築物を除く)の数が2以上である場合	1件につき238,000円に、28,000円に1を超える建築物の数を乗じて得た額を加算した額		
複数建築物の認定又は許可の取消し申請手数料	1件につき6,400円に、12,000円に現に存する建築物の数を乗じて得た額を加算した額		
一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件	27,000	
大規模建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件	27,000	
路地状部分の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件	27,000	
特殊建築物の路地状部分の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件	27,000	
防火壁の位置に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件	27,000	
興行場等に関する制限の特例認定申請手数料	1件	27,000	
興行場等の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件	27,000	
自動車修理工場等の敷地の自動車の出入口に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件	27,000	
大規模な自動車車庫の構造に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件	27,000	
地下道の幅に関する制限の特例認定申請手数料	1件	27,000	
地下道の天井の高さに関する制限の特例認定申請手数料	1件	27,000	
地下道の段の設置に関する制限の特例認定申請手数料	1件	27,000	
直通階段までの歩行距離に関する制限の特例認定申請手数料	1件	27,000	
地下街の換気設備に関する制限の特例認定申請手数料	1件	27,000	
開発行為許可申請手数料			
ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為である場合			
開 発 区 域 の 面 積			
0.1ヘクタール未満のもの	1件	9,200	
0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	1件	23,000	
0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件	46,000	
0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	1件	92,000	

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	手 数 料 (円)			各 項 目 の 調 整 方 針
	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	
1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	1件	140,000		
3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	1件	180,000		
6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	1件	230,000		
10ヘクタール以上のもの	1件	320,000		
イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為である場合				
開 発 区 域 の 面 積				
0.1ヘクタール未満のもの	1件	14,000		
0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	1件	32,000		
0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件	70,000		
0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	1件	130,000		
1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	1件	210,000		
3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	1件	290,000		
6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	1件	360,000		
10ヘクタール以上のもの	1件	510,000		
ウ ア及びイ以外の開発行為である場合 次の表に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、同表に定める額				
開 発 区 域 の 面 積				
0.1ヘクタール未満のもの	1件	92,000		
0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	1件	140,000		
0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件	200,000		
0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	1件	280,000		
1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	1件	420,000		
3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	1件	550,000		
6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	1件	710,000		
10ヘクタール以上のもの	1件	930,000		
開発行為変更許可申請手数料				
1件につき次に掲げる額を合算した額	当該合算した額が930,000円を超えるときは930,000円			
ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)である場合	開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積)に応じ、前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額			

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	手 数 料 (円)			各 項 目 の 調 整 方 針
	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	
イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更である場合	新たに編入される開発区域の面積に応じ、前号に規定する額			
ウ ア及びイ以外の変更である場合	1件	11,000		
市街化調整区域内における建築物の特例許可申請手数料	1件	49,000		
予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	1件	28,000		
開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料				
敷 地 の 面 積				
0.1ヘクタール未満のもの	1件	7,300		
0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	1件	19,000		
0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件	42,000		
0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	1件	74,000		
1ヘクタール以上のもの	1件	100,000		
開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料				
ア 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合	1件	1,800		
イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合	1件	2,900		
ウ 承認申請をする者が行おうとする開発行為がア及びイ以外のものである場合	1件	18,000		
開発登録簿の写しの交付手数料	1枚	560		

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	使用料、手数料等の取扱い
別 表	

別表1 (屋外広告物許可手数料)

区 分		手 数 料 の 額(1件につき)
広告板、広告塔、アーチ、壁面広告その他これらに類する広告物及び広告物を掲出する物件	ネオンサインその他電飾設備を有しないもの	許可期間が1年以内のもの 広告表示面積5平方メートルにつき 900円
		許可期間が1年を超えるもの 広告表示面積5平方メートルにつき 1,300円
	ネオンサインその他電飾設備を有するもの	許可期間が1年以内のもの 広告表示面積5平方メートルにつき 1,200円
		許可期間が1年を超えるもの 広告表示面積5平方メートルにつき 1,900円
電柱又は街灯柱を利用する広告	許可期間が1年以内のもの 1個につき 200円	
	許可期間が1年を超えるもの 1個につき 300円	
立 看 板	1枚につき 100円	
張 り 紙	100枚につき 400円	
張 り 札	1枚につき 40円	
広 告 幕 又 は 広 告 網	1枚につき 400円	
ア ド バ ル ー ン	1個につき 700円	
そ の 他 の 広 告 物	許可期間が1年以内のもの 1個につき 100円	
	許可期間が1年を超えるもの 1個につき 160円	

別表2-1 (優良住宅新築認定申請手数料 敷地面積1,000㎡未満)

新築住宅の床面積の合計	手数料の額
100平方メートル以下のもの	6,300円
100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	9,200円
500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	14,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	37,000円
10,000平方メートルを超えるもの	46,000円

別表2-1 (優良住宅新築認定申請手数料 敷地面積1,000㎡以上)

新築住宅の床面積の合計	手数料の額
100平方メートル以下のもの	6,300円
100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	9,200円
500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	14,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	37,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	46,000円
50,000平方メートルを超えるもの	62,000円

別表2-2 (優良住宅新築認定申請手数料 敷地面積1,000㎡未満)

新築住宅の床面積の合計	手数料の額
100平方メートル以下のもの	6,300円
100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	9,200円
500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	14,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	37,000円
10,000平方メートルを超えるもの	46,000円

別表2-3 (優良住宅新築認定申請手数料 敷地面積1,000㎡未満)

新築住宅の床面積の合計	手数料の額
100平方メートル以下のもの	6,200円
100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	8,600円
500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	13,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	35,000円
10,000平方メートルを超えるもの	43,000円

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	使用料、手数料等の取扱い		
先進事例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	田原市	H15.8.20	使用料及び手数料等については、原則として田原町の制度に統一するものとする。ただし、両町で差異のある使用料及び手数料等については、適正な料金となるよう調整する。
	山県市	H15.4.1	(1)使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。 (2)手数料については、3町村におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一に努めるものとする。
	新居浜市	H15.4.1	1 使用料については、原則として当面現行どおりとする。ただし、公民館及び火葬場の使用料については、新居浜市の制度に統一する。 2 手数料については、新居浜市の制度に統一するものとする。 3 道路占用料については、新居浜市の制度に統一するものとする。
	廿日市市	H15.3.1	(1) 3市町村で同一又は同種の使用料については、原則として、算定基準を統一する。ただし、使用料に差があるものについては必要に応じて激変緩和措置を講ずる。 (2) 3市町村における独自の使用料については、原則として、現行のとおりとする。 (3) 3市町村の手数料については、原則として、廿日市市の例に統一する。 (4) 各使用料・手数料については、社会情勢の変化への対応や負担の公平性の観点から、一定期間ごとに適正な料金の検討を行うものとする。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協 議 項 目	使用料、手数料等の取扱い
関係法令	<p>地方自治法(抄) (使用料) 第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。</p> <p>(手数料) 第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。</p> <p>第238条の4 1～3 《略》 4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。 5 《略》 6 《略》</p>
備 考	<p>【使用料の考え方】 使用料は、施設利用の対価であり、施設内容及び建設年度などにより、施設ごとに料金の格差があるのは当然であり、また、これまでの各市町の使用料に対する考え方(算定基準など)や経緯を踏まえ、原則として現行のとおりとする。しかし、一方で各市町の同一又は類似する施設の使用料については、統一する視点(バランス)も必要であり、調整を図る必要があると考える。</p> <p>【手数料の考え方】 手数料は、役務の対価であり、同一のサービスに対する料金は、同一であることが基本である。</p>

協 議 附 属 資 料

< 協議建設第5号 17 補助金、交付金等の取扱い >

平成15年11月19日

**一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会
建設小委員会**

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

建設部会 建設分科会

協議項目	補助金、交付金等の取扱い				
調整方針(案)	補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整するものとする。 (1) 2市1町で同一あるいは同種のものについては、関係団体等の理解と協力を得て、できる限り早い時期に統一の方向で調整する。 (2) 各市町独自のものについては、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。 (3) 整理統合できるものについては、整理統合するよう調整する。				
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針	
1. 木造住宅耐震改修補助	1. 事業の概要 昭和56年以前の旧基準で建てられた木造住宅の耐震改修をするために必要な経費に対して、補助金を交付する。 平成15年度から事業を実施。 2. 補助対象建築物 一宮市が実施する「木造住宅無料耐震診断」を受診した結果、耐震改修の必要があると判断されたもの 3. 補助金額 600,000円以内 4. 予算額 3,000,000円	1. 事業の概要 昭和56年以前の旧基準で建てられた木造住宅の耐震改修をするために必要な経費に対して、補助金を交付する。 平成15年度から事業を実施。 2. 補助対象建築物 尾西市が実施する「木造住宅無料耐震診断」を受診した結果、耐震改修の必要があると判断されたもの 3. 補助金額 耐震改修費用の2分の1 かつ上限600,000円 4. 予算額 1,800,000円			合併時に一宮市の制度に合わせる。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	補助金、交付金等の取扱い					
項 目	一宮市 (千円)		尾西市 (千円)		木曾川町 (千円)	
1. 建設	私道整備	2,078				
	土地改良事業	1,437	土地改良区交付金	1,994		
	雨水貯留浸透施設設置	5,034				
	都市景観形成事業助成金	0				
	みどりの少年団育成事業	50				
	人にやさしい街づくりモデル地区施設整備促進事業	337				
	民間木造住宅耐震改修 (15年度事業開始)	3,000	民間木造住宅耐震改修 (15年度事業開始)	1,800		

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	補助金、交付金等の取扱い		
先進事例	市町村名 さいたま市	合併期日 H13.5.1	<p style="text-align: center;">調 整 方 針</p> <p>補助金・交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、調整するものとするが、具体的には、新市において検討する。なお、補助金については以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 3市で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。 2. 各市独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。 3. 整理統合できる補助金については、統合するよう調整する。
	市町村名 廿日市市	合併期日 H15.3.1	<p>(1) 3市町村で同一又は同種の団体に対する補助制度については、統一の方向で調整を図る。ただし、調整に時間を要するものは、現行のとおりとし、合併後、速やかに統一するよう努める。</p> <p>(2) 3市町村独自の団体に対する補助制度については、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 3市町村で同一又は同種の事業に対する補助制度については、統一の方向で調整を図る。ただし、統一により事業の実施に大きな影響を及ぼすものについては、現行のとおりとし、合併後、速やかに統一するよう努める。</p> <p>(4) 3市町村独自の事業に対する補助制度については、現行のとおりとする。</p> <p>(5) 上記の場合であっても、整理統合できる補助制度については、廃止する方向で調整を図る。</p> <p>(6) 各補助金・交付金については、合併後においても、それぞれの団体及び事業の目的、効果等を総合的に勘案し、随時、見直しを行うものとする。</p>
	市町村名 山県市	合併期日 H15.4.1	<p>各種団体への補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 3町村で同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。 (2) 独自の補助金等については、従来の実績等を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。 (3) 整理統合できる補助金等については、統合するよう調整する。
	市町村名 新発田市	合併期日 H15.7.7	<p>両市町の各種団体への補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し次のとおり調整する。</p> <p>両市町で同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統合する方向で調整する。</p> <p>両市町独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つように調整する。</p> <p>他の補助金等に統合できる補助金等については、統合の方向で調整する。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協 議 項 目	補助金、交付金等の取扱い
関係法令	<p>地方自治法 （抄）</p> <p>（寄附又は補助）</p> <p>第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。</p>
	<p>【補助金について】</p> <p>補助金とは、一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するものである。</p> <p>【交付金について】</p> <p>法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務に委託している場合において当該事務の報償として一方的に交付するものをいう。</p>